

論文審査の要旨  
(Summary of Dissertation Review)

博士の専攻分野の名称 (Degree)	博士（法学）	氏名 (Author)	井上 嘉仁	
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当			
論文題目 (Title)				
カタラクシーの憲法理論：広告、助言と経済秩序を中心に				
論文審査担当者 (Dissertation Committee)				
主査	(Committee chair)	教授	横藤田 誠	印
審査委員	(Committee member)	教授	手塚 貴大	印
審査委員	(Committee member)	教授	吉中 信人	印
審査委員	(Committee member)	教授	新井 誠	印
〔論文審査の要旨〕 (Summary of Dissertation Review)				
<p>社会を組織化し、秩序を与えることで、支配や搾取から弱者を保護し、諸個人の自由を保障する役割を引き受けるものとして構想された福祉国家は、国民の国家への依存を生み出し、国家権力が個人の自由と敵対するものであることを忘却させる。個人の自由あるいは市民社会（市場社会）への国家の積極的な介入あるいは見えにくい浸透圧に対して、市民社会（市場社会）の側から自由論で正対する重要性が増しているとの問題意識のもと、本論文は、市場プロセスにおける企業家の競争を重視するオーストリア学派の自由論に依拠しつつ、国家の適切な規制権限の範囲について検討する。その際、諸個人の諸計画が可能な限り無矛盾で調整されることを求めるカタラクシー概念を分析ツールとして採用する。主な検討対象は、広告、屋外広告物に対する規制、経済規制など、これまで国家の規制権限が緩やかに正当化されてきた領域である。</p> <p>第一章は、オーストリア学派経済学に依拠しながら、国家行為や法制度を評価するための新しい基準としてカタラクシー的効率性を提示する。かかる基準を用いて、表現の自由でありながら保障の程度は低いとされる営利的言論（広告）の保護について論じる。</p> <p>第二章は、表現の自由の保障の範囲内にあるとされながらも、その保護の程度は低いとされてきた屋外広告物規制について検討する。屋外広告物は財産としての側面をもつ。しかし、財産権の保障が逆に表現の保障を強化する可能性を示唆する。</p> <p>第三章は、専門家による助言の憲法上の保護について、知識コミュニティ理論からのアプローチを検討する。専門家の助言は、従来、営利的言論と同様に扱われてきたが、本論文は、専門職言論を類型化し、それに独自の保護を与えるべきことを提唱する。</p> <p>第四章は、知識コミュニティ理論が前提としていた学問的知識体系に焦点を当て、学問の自由と専門職言論保障とを重ね合わせながら論じる。オーストリア学派の自由論を参照し、無知が最大となる知識の最先端でこそ、自由保障が最大化されなければならないだろうことを論じる。</p> <p>第五章は、自由を最大限に保障しようとするリバタリアンであっても承認する余地がある政</p>				

府規制と理解されるリバタリアン・パターナリズム論を検証し、実体的判断を個人に委ねるためのプロセス保障こそ、リバタリアンの見地から求めうる政府の役割であることを示す。

第六章は、表現の自由と比べてより低い保障しか与えられないと考えられている経済的自由について、カタラクシーの観点から検討する。憲法典が明示しているわけではない「経済秩序」の意味を明瞭化しなければ、国家による経済市場への干渉を正しく論じることはできない。本章は、社会科学にとっての「秩序」の意義を考察する。

終章では、これまでの検討をふまえ、経済秩序への社会的正義や民主主義の観点からの干渉の正当化は困難であることを指摘する。経済秩序は人の意図によって構築されたものではない自生的なカタラクシーである。民主的決定は経済秩序内に自由な競争を阻害する法的障壁を設置することを許すことになりうると結論する。

本論文は、各章の位置づけやつながりにやや明晰性が欠けること、批判の対象とされる伝統的憲法学についての記述が不十分で断定的な批判になっている面があることなど改善すべき点がないわけではないが、憲法学の主流が当然視している構造（一定の権利に対する国家による規制が正当化される）に独特な視点からメスを入れる根源的な論究として高く評価される。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（法学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は、1,500字以内とする。